

「福祉型短期入所事業」重要事項説明書

当事業所は介護給付費の事業所指定を受けています。

障害者短期入所事業(宮崎県指定 第4510400049号)

当事業所は利用者に対して短期入所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として障害者短期入所介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 つよし会
所 在 地	宮崎県日南市大字風田3585番地
電話番号 ・ F A X	(0987)23-5336 ・ (0987)23-5337
代表者氏名	理事長 富山 和年
設立年月日	昭和40年10月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害者短期入所事業所 平成18年10月1日指定宮崎県4510400049号
事業所の目的	多様な福祉サービスが、利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者の尊厳を保持されつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、地域生活を営むことができるように支援することを目的とします。
事業所の名称	障害者支援施設 つよし寮
事業所の所在地	宮崎県日南市大字吉野方5655番地 4
電話番号 ・ F A X	(0987)25-3911 ・ (0987)25-9455
施設長(管理者)氏名	高橋 秀直
サービス管理責任者	吉行 純子 山口 尚博 上野みどり 肝付広樹

主たる対象者	知的障害者
当事業所の運営方針	生活に押し流されることなく、恵まれた自然と環境を積極的に生かし、ともに生きる力を身につけるよう日々の生活と支援を創意工夫する。 ※ 詳細については、つよし寮運営要綱に記載
第三者評価の実施状況	実施しておりません
開設年月日	平成18年10月 1 日
利用日及び利用時間	原則として随時受入いたします。但し、受入施設の状況によりご相談する場合があります。
受入定員	2名
居室等の概要	当事業所では、厚生労働省が定める基準に沿った居室・設備をご用意しています。利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。） ☆居室の変更:利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定知的障害者短期入所事業サービスを提供する主な職員として、時間帯により、以下の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

< 主な職種の勤務体制 >

職種	勤 務 体 制	
1. 施設長・事務員	日勤	8:15～17:00
2. サービス管理責任者 生活支援員(保育士) 看護職員	日勤	8:15～17:00
	遅番	11:30～20:15
	夜勤	11:30～翌日 10:00
	夜勤②	14:15～翌日 10:00
	夜勤補助	18:30～23:30
3.調理員	早番	6:00～15:00
	日勤	9:00～18:30

☆ 1ヶ月変形労働時間となります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護給付費の対象となるサービス
(2)利用料金が介護給付費の対象外のサービス |
|---|

があります。

(1)介護給付費の対象となるサービス

<サービスの概要>

①入浴

- ・原則として、入浴は毎日夕食後に行っています。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③睡眠

- ・就床時間は 21:00 を原則とし、利用者の状況により考慮します。

④送迎サービス

- ・利用者の心身の状況、介護を行う者の状況等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して居宅と事業所間の送迎を行います。

⑤その他自立への支援

- ・利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、日常生活上の援助や日中活動支援を行います。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・移動上の支援・介助を必要に応じて行います。

<サービス利用料金>

別紙の料金表によって、利用者のサービス利用時間に応じたサービス利用料金(1割)をお支払い下さい。

(2)介護給付費の対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：00～8：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：30～18：30

(食事料金)

朝食：270円 昼食：560円(おやつ込み) 夕食：550円 おやつのみ60円

上記の金額は、人件費を含んだ金額になっておりますが、低所得者においては食事提供加算（480円）を控除した請求になります。

②レクリエーション、行事

利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 20円

④日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用を実費負担といたします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法

利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月末日までにお支払い下さい。

- 下記指定金融機関への口座振込みでお願いします。又、つよし寮事務所にて現金で受け付けいたします。

短期入所サービス	指定金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義
知的障害者短期入所	宮崎銀行 飫肥支店	普通預金	1054594	社会福祉法人つよし会 つよし寮 寮長 高橋 秀直
〃	宮崎第一信用金庫 飫肥支店	普通預金	0989087	社会福祉法人つよし会 つよし寮 寮長 高橋 秀直

(4)利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合や利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 貴重品管理

貴重品の管理については、利用者の責任において管理していただきます。所持品については、必要品以外持ってこないでください。個人の私物を、故意又は重大な過失により壊した場合、請求することもあります。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

主な協力医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大井外科(嘱託医)	宮崎県日南市星倉 1-3-7	0987-25-2100
おび中央病院	日南市飫肥6丁目2番28号	0987-25-2525

6. 苦情申立先

当事業所ご利用相談窓口	・窓口担当者 山口 尚博 ・ご利用時間 9:00～17:00(日・祭日、年末年始を除く) ・電話番号 0987-25-3911 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を玄関に設置しておりますのでご利用ください。
日南市社会福祉協議会	・所在地 宮崎県日南市中央通 1-8-1 ・電話番号 0987-23-1191
宮崎県社会福祉協議会 (宮崎県福祉サービス運営適正化委員会)	・所在地 宮崎県宮崎市原町 2-22 宮崎福祉総合センター内 ・電話番号 0985-60-0822

7. 緊急時等における対応

当施設の従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

8. 身体拘束の禁止

当施設は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急時にやむを得ない場合等を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時にやむを得ない理由など必要な事項を記録します。

9. 虐待防止のための措置

当施設は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

10. 秘密保持等

当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○当施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

○当施設の職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

○当施設は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ておかなければならない。

11.事故発生時の対応

当施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録する。

当施設は、利用者に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

12.非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「つよし寮 消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「つよし寮 消防計画」に基づき、年12回以上の夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
その他	総合避難訓練を年2回、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 あり ・スプリンクラー あり ・防火扉 あり ・移動ポンプ あり ・誘導灯 あり ・ガス漏れ警報器 あり ・非常通報装置 あり ・屋外簡易消化栓 あり カーテン等は防災性のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日：各年度初めに関係書類を届け出る 防火管理責任者：高橋 秀直

指定知的障害者短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定知的障害者短期入所 障害者支援施設つよし寮

説明者職名

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定知的障害者短期入所サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 宮 崎 県

利 用 者 氏 名 _____ 印 _____

身元引受人住所 宮崎県

身元引受人氏名 _____ 印 _____

知的障害者短期入所(1日の場合)

利用者のサービス利用料金 ※処遇改善加算 単位数の 8.6% 特定処遇改善加算 単位数の 2.1% ベースアップ等支援加算 単位数の 2.8%	区分	請求 該当	単位	宿泊 1 日につき
	区分1. 2	○	498単位	4, 980円 (498円)
	区分3	○	570単位	5, 700円 (569円)
	区分4	○	634単位	6,340円 (634円)
	区分5	○	767単位	7, 670円 (767円)
	区分6	○	903単位	9, 030円 (903円)
	短期利用加算	○	30単位	300円 (30円)
	重度障害者支援 加算	○	50単位	500円 (50円)
	常勤看護職員等 配置加算	○	10単位	100円 (10円)
	栄養士配置加算	×	22単位	220円 (22円)
	食事提供体制 (低所得者)	○	48単位	480円 (48円)
	送迎加算 (片道につき)	○	186単位	1,860円 (186円)

知的障害者短期入所(日中系サービス利用の場合)

利用者のサービス利用料金 ※処遇改善加算 単位数の 8.6% 特定処遇改善加算 単位数の 2.1% ベースアップ等支援加算 単位数の 2.8%	区分	請求 該当	単位	宿泊 1 日につき
	区分1. 2	○	169単位	1, 690円 (169円)
	区分3	○	235単位	2, 350円 (235円)
	区分4	○	311単位	3, 110円 (311 円)
	区分5	○	516単位	5, 160円 (516円)
	区分6	○	589単位	5, 890円 (589円)
	短期利用加算	○	30単位	300円 (30円)
	重度障害者支援 加算	○	50単位	500円 (50円)
	栄養士配置加算	×	22単位	220円 (22円)
	食事提供体制 (低所得者)	○	48単位	480円 (48円)
	送迎加算 (片道につき)	○	186単位	1,860円 (186円)